

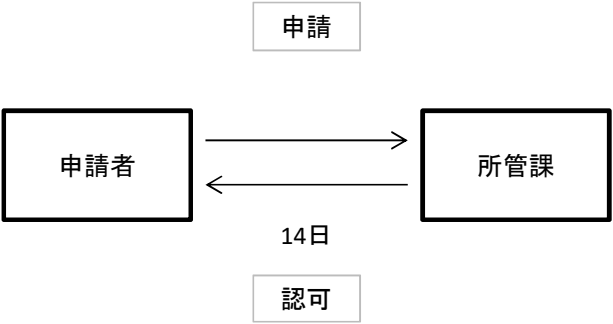
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 19

処 分 名	個人施行の規準又は規約及び事業計画の変更の認可		
処 分 の 概 要	個人施行の規準又は規約及び事業計画の変更を認可する。		
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）		
条 項	第10条第1項		
所 管 課	都市デザイン課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		14日	
標 準 処 理 期 間		計	14日
審 査 基 準			
未設定			
【根拠法令等】 土地区画整理法 （規準又は規約及び事業計画の変更） 第十条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。